

令和3年度災害時小児周産期医療体制推進部会(R4.2.28開催)の報告について

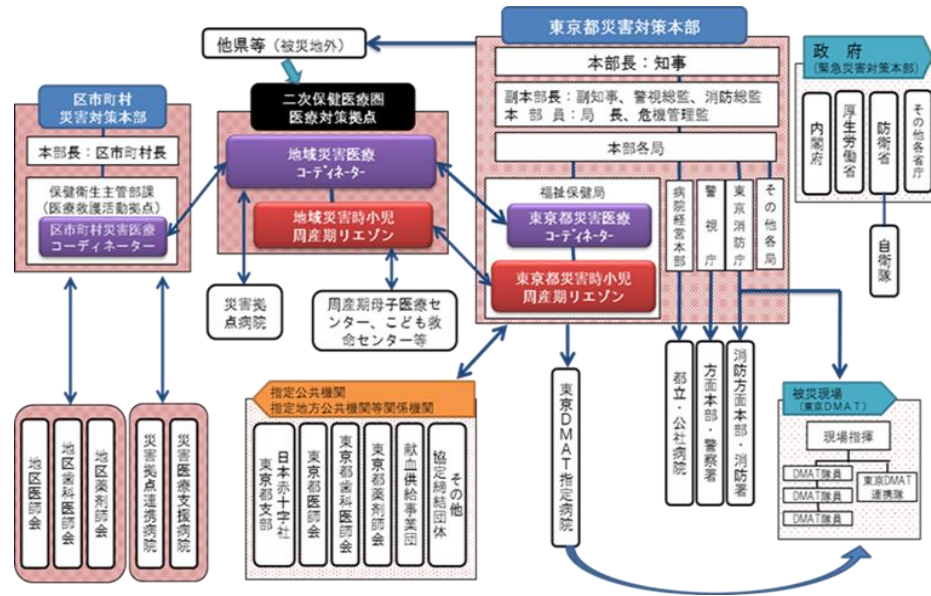
1. 東京都における災害時小児周産期医療体制について

経緯

- 国は、平成28年度に妊産婦・新生児等へ対応できる体制の構築を進めるため、災害時小児周産期リエゾン養成を進める方針を示し、災害時小児周産期リエゾンの養成を開始。平成31年2月には、大規模災害時に被災地域において適切に保健医療活動の総合調整が行われるよう、災害時小児周産期リエゾンの運用、活動内容等について定めた「災害時小児周産期リエゾン活動要領」を策定
- 都は、平成29年度に災害時周産期医療体制検討部会を設置し、災害時の小児周産期医療体制や災害時小児周産期リエゾンの役割等について検討。その結果を踏まえ、平成30年3月改定の保健医療計画に災害時における周産期医療体制の整備について明記し、令和2年度災害時小児周産期リエゾンを養成。令和3年3月には災害時小児周産期医療救護活動ガイドラインを策定し、令和3年4月に災害時小児周産期リエゾンを指定

災害時小児周産期医療体制

- 「災害時小児周産期リエゾン」とは、小児周産期に係る医療救護に必要な情報を集約一元化して、迅速かつ的確に医療救護活動を行えるよう、東京都災害医療コーディネーター又は地域災害医療コーディネーターと連携しながら、搬送調整、人的支援等の医療ニーズの調整等を行う都が指定する医師で、都の非常勤職員。
- 東京都災害対策本部で活動する「東京都災害時小児周産期リエゾン」6名及び二次保健医療圏の医療対策拠点で活動する「地域災害時小児周産期リエゾン」24名を配置



○地域災害時小児周産期リエゾンの配置

区分	所属医療機関	二次保健医療圏	構成区市町村	医療対策拠点設置医療機関
小児 周産期	東京大学医学部附属病院	区中央部	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区	日本医科大学付属病院
小児 周産期	東邦大学医療センター大森病院	区南部	品川区、大田区	東邦大学医療センター大森病院
小児 周産期	国立成育医療研究センター	区西南部	目黒区、世田谷区、渋谷区	東京都立広尾病院
小児 周産期	東京医科大学病院	区西部	新宿区、中野区、杉並区	東京医科大学病院
小児 周産期	日本大学医学部附属板橋病院	区西北部	豊島区、北区、板橋区、練馬区	帝京大学医学部附属病院
小児 周産期	東京女子医科大学附属足立医療センター	区東北部	荒川区、足立区、葛飾区	東京女子医科大学附属足立医療センター
小児 周産期	東京都立墨東病院	区東部	墨田区、江東区、江戸川区	東京都立墨東病院
小児 周産期	青梅市立総合病院	西多摩	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	青梅市立総合病院
小児 周産期	東京医科大学八王子医療センター	南多摩	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市	東京医科大学八王子医療センター
小児 周産期	国家公務員共済組合連合会立川病院	北多摩西部	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	国立病院機構災害医療センター
小児 周産期	東京都立小児総合医療センター	北多摩南部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市	東京都立多摩総合医療センター
小児 周産期	公立昭和病院	北多摩北部	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	公立昭和病院

2. 災害時小児周産期医療関係事業について

(1) 令和3年度事業

事業名		目的	開催	内容
☆災害時小児周産期医療体制推進部会		東京都の災害時小児周産期医療に係る現状及び課題を把握し、災害時小児周産期医療体制の推進に向けた取り組みを行う	1回	災害時小児周産期医療体制整備に向けた取り組み、令和3年度事業の取組状況、令和4年度事業等
☆災害時小児周産期リエゾン連絡会		都及び各医療圏が連携し実効性の高い災害時の小児周産期医療体制を構築するため、平時より大規模災害を想定した議論を行い連携体制を深める	2回 WEB	令和3年度事業、南多摩圏域における小児周産期リエゾンの活動、令和4年度事業等 ※災害医療コーディネーター代表がオブザーバー参加
●東京都災害医療コーディネーター部会		災害時における迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、平時より大規模災害を想定し、都及び各医療圏が連携した実効性の高い災害医療体制の構築を図る	1回	・災害時の小児周産期医療体制、災害時小児周産期リエゾン等を報告 ※災害時小児周産期リエゾン代表がオブザーバー参加
●地域災害医療連携会議 ※地域災害拠点中核病院及び基幹災害拠点病院が運営主体（業務委託） ※地域災害医療コーディネーターが招集	行政担当者会議	医療圏内の区市町村の取組、他医療圏の先進的な取組等を共有するとともに、区市町村の取組の進行管理等を行うことにより、各医療圏内の医療救護体制の強化を推進する	各圏域 年1回 程度	各自自治体の災害対策等の取組、都の取組み（災害医療体制の整備に向けた支援策、災害時小児周産期医療体制等） ※地域災害時小児周産期リエゾンが参加
	連携会議	地区医師会、災害拠点病院、看護協会、区市町村等の関係機関で災害医療に係る具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を図る		
●合同総合防災訓練 （都と東村山市）		都及び区市町村の福祉保健部門、災害拠点病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤等が連携し、拠点病院や緊急医療救護所において負傷者に対し初期医療措置等を実施	中止	医療対策拠点での初動、災害医療コーディネーター等との連携等具体的な活動イメージを持つ機会が持てず。また、災害時小児周産期医療救護活動ガイドラインの検証も実施できず
●各二次保健医療圏の図上訓練		実災害を想定して傷病者の搬送、受入医療機関の調整等机上で行い、二次保健医療圏ごとの機関同士の連携等について確認及び検証を行う	未実施	
☆災害時小児周産期リエゾン養成研修（国研修）		東京都の災害医療に関する知識の定着を図る	年1回	地域災害時小児周産期リエゾン5名参加 講義、グループワーク：WEB形式
☆災害時小児周産期医療体制研修 ※DMAT事務局へ委託		都内の小児周産期医療に係る災害医療体制をより一層強化し、医療救護活動の円滑な実施に資することを目的に都内の産科・小児科の医療従事者に対して、研修を行う	R3～R5 年	東京都の災害医療体制、災害時の小児周産期医療体制、情報連絡体制等 【第1回】区西部・区東部 【第2回】区中央部、北多摩北部 ※可能な圏域はリエゾンが講師として参加

☆印については、災害時小児周産期医療に関する事業として実施。●印については他事業と連携して参加

(2) 令和4年度事業

会議については、令和3年度と同様。研修（再度実施する研修及び新規研修）については別紙参照

事業名	開催	目的
●合同総合防災訓練（都と品川区）	9/4（日）	災害時小児周産期医療救護活動ガイドラインの検証
●各二次保健医療圏の図上訓練	未定	
（再）☆東京都災害時小児周産期リエゾン養成研修	1回	何らかの理由で職務を担えない場合の代理要員を計画的に養成
（新）☆災害時小児周産期リエゾンフォローアップ研修	1回	リエゾン養成研修で習得した知識の定着及びスキルアップを図るため、リエゾン及びリエゾン代理要員を対象に演習中心の研修を実施
☆災害時小児周産期医療体制研修 ※DMAT事務局へ委託	2回	【第1回】区東北部、区南部 【第2回】区西南部・北多摩南部

《スケジュール》

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
会議	●災害医療コーディネーター部会	☆リエゾン連絡会	←-----●地域災害医療連携会議	-----☆推進部会→
訓練		●9/4合同総合防災訓練	←-----●図上訓練	-----→
研修	☆都リエゾン養成研修	←---☆小児周産期医療体制研修	☆フォローアップ研修	-----→

3. 部会での御意見

- (1) 都内の産科・小児科に携わる全ての医療機関や関係者に災害時小児周産期医療体制や災害時小児周産期医療救護活動ガイドラインについて周知の徹底を図った方がよい
⇒ホームページに掲載し、災害・周産期関係の会議や研修等を通して周知を図っているところですが、改めて通知を行います。
- (2) 災害時小児周産期リエゾン養成研修受講者についてリスト化し共有できないか
⇒現在リストは作成しているが共有はしていないため、共有範囲を検討し、共有化を図ってまいります。
- (3) 医療対策拠点と周産期母子医療センターの場所が異なることが懸案事項となっているが、通信環境を整備すれば遠隔でのミーティングは可能。災害時の情報共有体制を整備する上でパソコン1台では少なすぎる。
⇒今後検討いたします。